

令和3年度 一般会計予算  
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

(歳入) 市町村交付金（社会保障財源化分）	114,000千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	1,268,937千円

■ 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	401,599	259,246	0	0	24,691	117,662
			3 老人福祉費	192,617	9,020	0	3,628	31,215	148,754
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	297,538	175,382	0	10,000	19,453	92,703
			2 児童措置費	121,000	102,232	0	0	3,255	15,513
		(小計)			1,012,754	545,880	0	13,628	78,614
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	172,330	48,399	0	0	21,495	102,436
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	19,014	168	0	0	3,269	15,577
			2 予防費	52,823	228	0	2,782	8,640	41,173
			4 母子保健費	12,016	498	0	90	1,982	9,446
			(小計)			83,853	894	0	2,872
計				1,268,937	595,173	0	16,500	114,000	543,264

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。